

令和2年度事務事業の見直しについて

◆目的

- ◇本市において新型コロナウイルス感染症（以後、「新型コロナ」という。）に対応するため、予備費の充用や5回にわたる補正予算編成を行い、感染症拡大防止対策のほか、市民生活や事業活動等への支援を行ってきたところ。
- ◇今後においても、「新しい生活様式」も踏まえた感染症拡大防止対策等を行うことが必要。
- ◇令和2年度当初で編成した事務事業について見直しを行い、新型コロナ対応へのシフトを行う。
- ◇今後、議会での議論や、新型コロナの感染状況、さらには、国における新型コロナ対策の動き等を踏まえ、最終的には、9月補正予算として取りまとめ予定。

◆事務事業の考え方

【令和2年度事務事業見直しの方向】

■前提

- ◇既に予定している事業の必要性そのものを見直すものではなく、新型コロナ対策に財源などを最大限投入するため、緊急避難的に見直しを行うもの。
- ◇見直しを行った事務事業については、新型コロナの収束状況や新しい生活様式を踏まえる必要があるが、基本的には、令和3年度に改めて実施を検討する。
- ◇事務事業の見直しと併せて、地方創生臨時交付金又は国の補助金等を活用した事業の検討も行っていく。

■基本的考え方

新型コロナ対策に集中的・重点的に取組みを進めるため、以下の項目に該当する事務事業は、原則として見直しを行う。
ただし、市民の安全・安心に関わるものやセーフティネット対策等は継続して実施する。

- ① 3密対策に課題があり、感染リスクが高いと考えられる事務事業
- ② 新型コロナ感染拡大以前の社会経済情勢を前提としており、事業実施の前提が大きく変化したことで、事業効果が見込めない事務事業
- ③ 関係機関の動向等により、事業実施が困難な事務事業
- ④ 庁内の業務改善などのうち、緊急を要しない事務事業（テレワークなど新しい生活様式への転換を除く）
- ⑤ その他、スケジュール変更などが可能な事務事業

◆地方創生臨時交付金又は国の補助金等を活用した事業の検討

◇「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日、令和2年4月20日変更）」に基づき、地方創生臨時交付金又は国の補助金等を活用した事業の検討を行う。

※詳細については、次の資料参照のこと。

- ◎令和2年5月8日企画課事務連絡「令和2年度新型コロナウイルス感染症対策事業提案の募集について（通知）」
- ◎令和2年5月8日企画課作成資料「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」について」
- ◎令和2年5月1日内閣府地方創生推進室「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例集」

◇本市においては、特に次の観点での事業提案を検討する。

- コロナ対応を踏まえた既存事業の取組
- 休業・失業等となった市民の一時的な雇用につながる取組
（例）道路・公園の美化 など
- 運動不足解消など健康増進・介護予防につながる取組
- 地域活性化への取組
- スマートシティへの取組